



# 地震から家族を守るために・・・

## ～神戸市すまいの耐震化促進事業のご案内～

平成21年4月1日現在

### すまいの耐震診断員派遣事業（無料）

昭和56（1981）年5月31日以前に着工された住宅を対象に、神戸市から耐震診断員（建築士）を派遣し、住宅の耐震性を診断します。後日、耐震診断員が診断結果をご自宅へ持参し、説明と改修へのアドバイスをします。

### 共同住宅耐震精密診断事業（精密診断への補助）

マンションの耐震改修を行うために必要な精密診断費の一部を補助します。

- 対象者：分譲マンションの管理組合および賃貸マンションの所有者
- 対象住宅：下記のすべてを満たす共同住宅  
（賃貸住宅、店舗併用住宅で住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものを含む。）
  - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
  - ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- 対象費用：建築士による耐震精密診断
- 補助金額：対象費用の2/3または4万円×戸数のうち低い額  
なお、神戸市の耐震診断を受診していない場合は、費用相当分を加算します。

### すまいの耐震改修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～3 ページ

耐震診断で「倒壊する可能性がある、又は高い」と判定された住宅について、耐震改修工事をする場合に補助を行います。設計・工事費用あわせて最大130万円※の補助を受けることが出来ます。（※県・市・復興基金の補助合計額、戸建住宅の場合。）

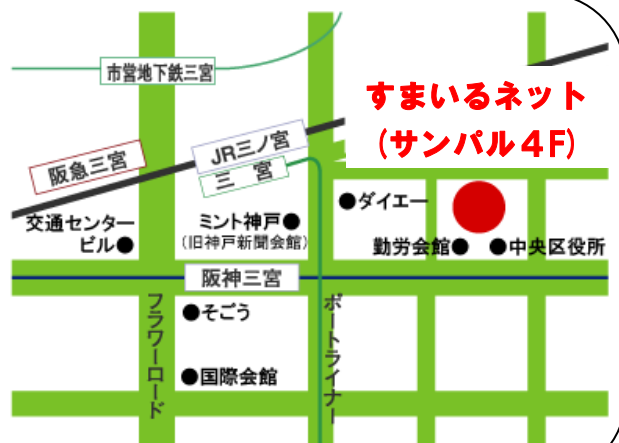
### まちの耐震性向上事業（解体撤去）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ

指定地区において、神戸市の耐震診断で「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅について、解体撤去工事費に対する補助を行います。

### 家具の固定促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ

高齢者・障害者・子どもがいる世帯を対象に、家具固定費用の1/2（上限1万円）を補助します

お問合せ・お申込は・・・  
**神戸市すまいの安心支援センター**  
**（すまいるネット）** まで  
 営業時間：10:00～17:00  
 ＊土・日・祝日も営業（水曜日定休）＊  
 〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1  
 サンプル4階（JR三ノ宮駅東徒歩5分）  
 TEL：078-222-0186  
 FAX：078-222-0106



# すまいの耐震改修事業<一般型>

耐震診断を受け、大地震に耐える本格的な耐震改修工事（改修後の評点 1.0 以上等）をする方に、工事費の一部を補助します。ただし、原則として兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」耐震改修工事費の補助を合わせて受けていただく必要があります。

	改修計画に対する補助	耐震改修工事に対する補助	
	兵庫県「わが家の耐震改修促進事業」	神戸市「すまいの耐震改修事業（一般型）」	
対象者	下記のすべてを満たす方 ・兵庫県内に対象となる住宅を所有する方（個人・法人） ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している方又は加入する方	下記のすべてを満たす方 ・兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合 14,421,053 円）以下の県民（個人）※法人は対象外 ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している方又は加入する方	神戸市内に対象となる住宅を所有する市民（個人）
対象住宅	下記のすべてを満たす住宅 （賃貸住宅、共同住宅及び店舗併用住宅で住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものを含む。ただし、プレハブ工法の住宅は対象外です。） ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅 ・改修前の耐震診断の結果、木造住宅は評点が 1.0 未満、鉄筋コンクリート造等は構造耐震指標が 0.8 未満（1 次診断）又は 0.6 未満（2 次診断）のもの ・違反建築物に対する措置が命じられていないもの		
対象費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用（工事費用の見積も含む）	安全性を確保するための耐震改修工事に要する費用（木造住宅は改修後の評点 1.0 以上、鉄筋コンクリート造等は改修後の構造耐震指標が 0.8 以上（1 次診断）又は 0.6 以上（2 次診断）、住宅が倒壊しても居室内の安全性が認められるもの）	
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸建住宅 対象費用の 2/3 または 20 万円のうち低い額</li> <li>●共同住宅 対象費用の 2/3 または 12 万円×戸数のうち低い額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸建住宅 補助対象工事費の 1/4 または 60 万円のうち低い額</li> <li>●共同住宅 補助対象工事費の 1/4 または 20 万円×戸数のうち低い額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸建住宅 補助対象工事費の 1/4 または 30 万円のうち低い額</li> <li>●共同住宅 補助対象工事費の 1/4 または 10 万円×戸数のうち低い額</li> </ul>

復興基金補助（～H23 年度まで）	上記の耐震改修工事費補助に加え、補助対象工事費の 1/4 または 20 万円/戸のうち低い額を補助
-------------------	---

補助金算定の事例：戸建住宅で 120 万円の耐震改修工事の場合

市補助：120 万円 × 1/4 = 30 万円

県補助：120 万円 × 1/4 = 30 万円

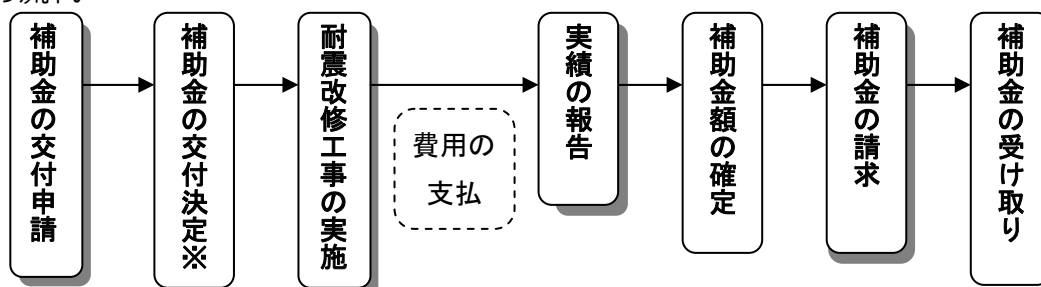
復興基金：20 万円

合計 80 万円

さらに、状況に応じて所得税額の特別控除と固定資産税額の減額措置があります。

また、金融機関の融資を利用する場合は、兵庫県から 2%（5 年間）の利子補給が受けられます。

## ■申請の流れ



※交付決定を受ける前に工事請負契約を締結しないで下さい

## すまいの耐震改修事業<部分改修型>

すまいの耐震改修事業<一般型>の対象住宅のうち、一定の条件を満たす工事を行う場合、改修計画策定(補強設計)が不要となります。

### ■対象住宅：下記の全てを満たす**木造戸建住宅**

- ・一般型耐震改修補助の要件を全て満たしているもの
- ・改修前全体評点が0.7以上1.0未満のもの

### ■対象工事内容：下記のいずれかの工事を行うもの

#### ①屋根の軽量化工事

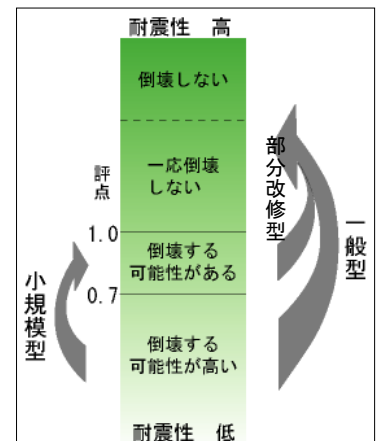
「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」に葺き替える屋根の軽量化工事

#### ②1階四隅への耐震壁設置工事

1階の四隅(出隅部)の両方向の壁を、各半間以上、壁強さ倍率5.2kn/m以上の壁で補強を行う工事

#### ③1階出隅部の柱頭・柱脚接合部補強工事

1階四隅(出隅部)の柱頭および柱脚において、15knの引き抜きに耐えられるように金物等で接合部補強を行う工事



※対象費用・補助金額・税優遇措置は一般型と同じ

## すまいの耐震改修事業<小規模型>

耐震診断を受け、瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修工事等(改修後の評点0.7以上1.0未満など)をする方に、工事費等の一部を補助します。

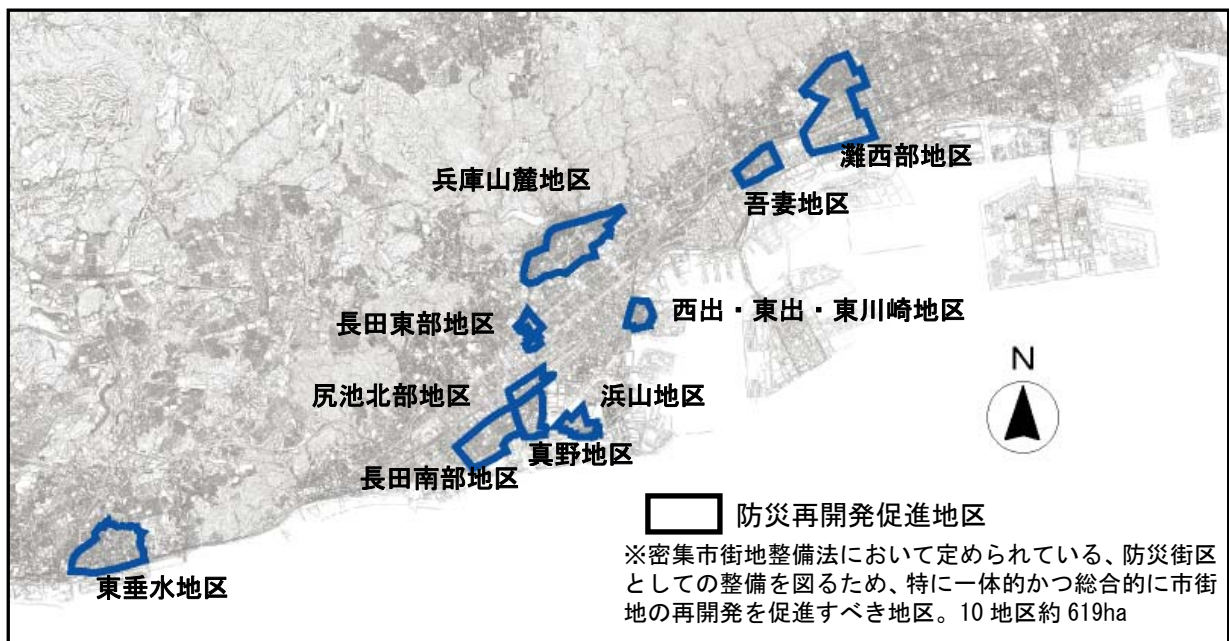
	改修計画に対する補助	耐震改修工事に対する補助
対象者	神戸市内に対象となる住宅を所有する方(個人・法人)	神戸市内に対象となる住宅を所有する市民(個人)
対象住宅	下記のすべてを満たす <b>木造戸建住宅</b> (賃貸住宅、店舗併用住宅で住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものを含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された住宅</li> <li>・違反建築物に対する措置が命じられていないもの</li> <li>・改修前の耐震診断の結果、以下のいずれかのもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全体の評点が0.7未満であるもの</li> <li>② 1階の評点が1.0未満であるもの</li> </ul> </li> </ul>	
対象費用	耐震性を向上する※ための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用(工事費用の見積も含む)	耐震性を向上する※ための耐震改修工事に要する費用
	※耐震性を向上するための耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>①の場合：改修後の全体の評点が0.7以上1.0未満</li> <li>②の場合：改修後の1階の評点が1.0以上</li> </ul>	
補助金額	対象費用の2/3または20万円のうち低い額	対象費用の1/4または30万円のうち低い額

※小規模型は、税優遇措置は適用されません。

## まちの耐震性向上事業（解体撤去）

地震時に住宅が倒壊し避難路をふさがないように、住宅が密集している地区（具体的な町名についてはお問合せください）における耐震性の低い住宅の解体撤去工事費の一部を補助します。

- 対象者：神戸市の防災再開発促進地区内（下図参照）に住宅を所有する市民（個人）
- 対象住宅：下記のすべてを満たす**木造戸建住宅**、**木造長屋住宅**及び**木造共同住宅**  
（賃貸住宅、店舗併用住宅で住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものを含む）
  - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
  - ・神戸市の耐震診断を受けているもの
  - ・神戸市の耐震診断等の結果、評点が0.7未満であるもの
- 対象費用：解体撤去工事に要する費用  
※住宅の延べ面積が80㎡以上の場合は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、適切な分別解体、再資源化等に関する届出をしたものに限ります。
- 補助金額：対象費用の1/4または下記の金額のうち低い額  
戸建住宅30万円、長屋住宅20万円/戸、共同住宅10万円/戸（2戸の場合30万円）



## 家具の固定促進事業

家具等の転倒を未然に防止するための金具による家具固定（取付）費用の一部を補助します。

- 対象者：次のいずれかに該当する世帯
  - ・満65歳以上の方がいる世帯
  - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
  - ・小学生以下の子どもがいる世帯※賃貸住宅では、所有者の承諾が必要です。（ただし、市営住宅・県営住宅は不要です。）
- 対象費用：工務店などの業者に依頼して行った家具類（タンス、食器棚、家電製品等）の固定（取付）費用  
※業者は神戸市内に本社・支店・営業所などがある事業者、又は3年以上の実績を持つ家具固定専門会社であることが必要です。
- 補助金額：対象費用の1/2または1万円のうち低い額